

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線量及び放射性物質の基準値等を早期に設けることを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故は、収束の長期化が予想され、同事故に伴い放出された放射性物質による健康と生活環境への影響については、国民の不安が高まっている。

現在、放射線量及び放射性物質の測定値については、大気、食品、水道水などは自治体別に特定の観測点での観測結果が公表されている。しかし、その観測においての測定基準・指針が確立されておらず自治体独自の手法で測定や分析を行っている状況である。このことから、国民の健康と安全・安心な生活環境確保のため、次の5項目について、早急に万全な対策を講じるよう求める。

### 1 人体に影響を及ぼす全ての放射性物質分布の本格的調査と公表について

東京電力福島第一原子力発電所の20キロ圏外の11カ所の土壌から放射性ストロンチウム89と90が新たに検出されたため、早急にストロンチウム・ウラン・プルトニウム等人体に影響を及ぼす放射性物質の分布の本格的調査を実施し公表すること。

### 2 基準・指針の確立及び公表通達について

- (1) 土壌・大気の放射線量、プール水等の放射性物質の安全基準値を早急に設定し各自治体に通達すること。
- (2) 測定位置やサンプリングの方法等に基準設定がなく、各自治体が独自の手法で測定・分析を行っているため、測定方法等の基準を設け各自治体に通達すること。
- (3) 各食品等についての基準は設けられているが、大気中の放射線量などと含め合計でどの程度まで摂取しても大丈夫なのかは明確になっておらず、国民の不安が広がっている。よって、内部被ばくに関

する基準を明確にし、公表すること。

- (4) 学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安について、低線量被ばくの健康被害も考えられることから、早急に未来ある子供たちの健康に配慮した放射線量の安全基準値を定め、福島県以外の自治体に対しても通知すること。

### 3 基準値超過時の対応について

測定結果において、基準値の超過あるいは基準値に近い高い数値が検出された場合の対応策を明確にすること。

### 4 内部被ばくの検査について

より多くの国民が希望すればいつでも内部被ばくをはかることができるようホールボディカウンター（全身測定装置）の設置機関を早急に増やすとともに、ホールボディカウンターを積んだ検査車を福島県及び近隣県・首都圏で巡回させること。

### 5 SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の活用について

今後、更なる原発事故等が発生した際の緊急対応策として、SPEEDIにて影響予測した情報を国や県だけでなく各市町村にも迅速に提供できるよう整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

袖ヶ浦市議会議長 渡辺 盛

内閣総理大臣様  
文部科学大臣様

厚生労働大臣様  
環境大臣様